

NO	質問内容	回答
1	宿泊日数の上限はありますか。	愛媛県の支援上限は、1人当たり延べ5泊までです（周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除く）。連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。
2	子どもも対象となりますか？	大人も子どもも同額で対象となります。 例）大人8,000円・小人4,000円で合計12,000円の場合の支援（補助）額は、大人6,000円・小人4,000円で合計10,000円となります。
3	途中で対象外の府県に宿泊しても大丈夫ですか？	連続で、対象府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県）に愛媛県を含む2府県以上、合計2泊以上する必要があります。 例）1泊目愛媛県→2泊目対象外の県→3泊目山口県は、対象外となります。
4	周遊旅行促進事業の場合、各府県へ申請が必要ですか。	各府県から補助を受けるためには、各府県の事務局へ申請が必要です。まとめて申請することはできませんので、各府県の手続きに従い、それぞれの府県事務局へ申請をお願いいたします。なお、予算額も各府県によって異なります。申請時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については各府県事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。一方の府県で予算の上限を超えていた場合で、愛媛県の予算が残っていた場合は、愛媛県からのみ補助金を受けることができます。
5	周遊旅行促進事業の場合、愛媛県だけへ申請することは可能ですか？	愛媛県だけに申請することも可能ですが、周遊旅行促進事業は愛媛県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊が対象となるため、他府県を含めたそれぞれの宿泊施設で「様式5 宿泊証明書」の捺印が必要となります。
6	日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。	宿泊を伴わない場合は対象となりません。
7	基本の宿泊代金以外の飲食やお土産代等も宿泊料の対象としていいですか。	原則、宿泊代金が対象です。
8	連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。	11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に愛媛県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月30日に愛媛県、12月1日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。
9	旅行事業者からの宿泊手配分は対象ですか。	予約方法に指定はありません。ただし、補助金の請求は旅行者本人で行っていただく必要があります。また、平成30年8月28日（火）以降の予約であることが条件です。
10	「周遊旅行促進事業の旅行者自身が請求する方法」の対象商品について教えてください。	旅行会社が取扱う旅行商品（店頭・新聞・WEB）や旅行サイトで販売する宿泊プラン、宿泊施設が自社サイトで販売する宿泊プラン等、本事業が定める「対象となる内容」を満たしていれば対象商品となります。

NO	質問内容	回答
11	周遊旅行促進事業の「旅行者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型に限る）」と「旅行者自身が請求する方法」を併用して利用することはできますか。	できません。二重利用は禁止されています。
12	ホテルの自社ポイントとの併用は可能ですか？	併用可能です。ポイント利用後の金額が宿泊料金となります。ポイント利用後の金額が6,000円以下となる場合は、その金額が補助額の上限となります。
14	入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？	入湯税や消費税を含めない料金が補助金の対象額となります。
15	外国人も支援対象となりますか？	国内に口座を持つ個人・法人であれば、どなたも対象です。